

法改正に伴う工事費内訳書の取扱いについて

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入契法」という。)」の改正により、入札時に提出を求める入札金額の内訳(工事費内訳書)に、材料費、労務費等の明示が義務付けられました。このため、工事費内訳書の取り扱いを以下のとおりとしましたのでお知らせします。

1 主な改正点

(1) 工事費内訳書への材料費、労務費等の明示

今後は、工事費内訳表に以下の事項を全て明示(記載)する必要があります。

- ・ 材料費
- ・ 労務費
- ・ 法定福利費
- ・ 安全衛生経費
- ・ 建設業退職共済契約に係る掛金

※各事項の記載内容については、山口県技術監理課のホームページを参考のこと

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/>

(2) 発注者が行う工事費内訳書の確認

入札執行(開札時)にあたり、工事費内訳書(任意様式)に上記(1)の事項がすべて記載されているかを確認します。

記載事項に漏れがある場合は、当面の間の経過措置として(3)のとおりとします。

(3) 当面の間の経過措置

落札候補者が提出した工事費内訳書に上記の事項の記載漏れがあった場合は、落札決定までに必要事項が漏れなく記載された工事費内訳書又は、「入契法第12条に係る工事費内訳書説明書(様式1)」を追加提出していただきます。

なお、追加提出が行われない場合や、追加提出された工事費内訳書等に不備がある場合は、無効入札として取り扱うこととします。

2 適用基準日

令和7年12月25日以降に、入札公告又は指名通知する工事から適用することとします。

3 その他

(1) 入札にあたり、今まで提出されていた工事費内訳書に「入契法第12条に係る工事費内訳書説明書(様式1)」を添付して電子入札システムで送信していただくことも可能です。

(2) この取り扱いにあわせて、「電子入札における工事費内訳書の取り扱いについて」も改訂していますので参照してください。

(様式1)

入契法第12条に係る工事費内訳書説明書

工事名 :

住 所

商号又は名称

代 表 者

この説明書は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律で定められた、入札にあたり提出する入札金額の内訳の内容を説明するもので、下記のとおり工事費内訳書の補足説明するものとして提出します。

記

今回の入札にあたり提出した工事費内訳書の

1 直接工事費のうち、材料費の金額

[] 円

2 直接工事費のうち、労務費の金額

[] 円

3 現場管理費のうち、現場労働者の法定福利費の事業者負担分の金額

[] 円

4 現場管理費のうち、建退共制度^{※1}の掛金

[] 円

注)建退共制度に加入されていない場合は、中退共制度^{※2}、自社の退職金制度の費用を計上

5 工事原価のうち、安全衛生経費

[] 円

※1 建退共制度とは、建設業退職金共済制度のこと。

※2 中退共制度とは、中小企業退職金共済制度のこと。

〈備考〉

1. 入契法とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)を示す。

2. この説明書は、当該入札で提出する工事費内訳書とあわせて提出すること。